

厚生労働省保険局医療課から以下の事務連絡が発出されています。

『70歳以上の患者について、以下を確認し、該当する略号又は略称を診療報酬請求書等における「特記事項」欄等に必ず記載すること』

※「以下」とは下のレセプト例の中にある区分の表と右横の注記を指しています。  
事務連絡の内容をレセプトイメージに表しました。

診療報酬明細書 (医科入院外)		平成 30 年 8 月分 県番 : 25		医コ:	
				1 医科	
公負①		公受①		保 険 者 番 号	
公負②				給付割合	
				記号・番号	
氏名	特記事項				
職務上の事由					
一部負担金の割合	限度額認定証の記載等	「特記事項」欄に記載する略号又は略称	<p>限度額適用認定証を受給している患者であるにもかかわらず、医療機関等の窓口等にて当該認定証の提示がなかった等の場合は、高齢受給者証等の一部負担金等の割合が3割の場合は「26区ア」、2割又は1割の場合は「29区エ」と記載すること。 なお、この場合において、上限額を超えて支払われた一部負担金等の額については、後日、患者が各保険者に払い戻しの申請を行うことができるものであること。</p>		
3割	限度額適用認定証の提示がない場合	26区ア			
3割	限度額適用認定証の適用区分が「現役並みⅡ」又は「現役Ⅱ」の場合	27区イ			
3割	限度額適用認定証の適用区分が「現役並みⅠ」又は「現役Ⅰ」の場合	28区ウ			
2割又は1割	限度額適用認定証の提示がない場合	29区エ			
2割又は1割	限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証「Ⅰ」又は「Ⅱ」の場合	30区オ			